

# 大会会場における駐車場の利用規程

大分市ミニバスケットボール連盟

## 1. (駐車場利用台数制限)

(男女別) 1チーム5台まで及び、指導者2台までとする。

(その他) 審判関係者・大会事務関係者・来賓・役員が別途利用できるものとする。

付記 自動二輪車は制限対象外とします。

## 2. (駐車許可証について)

駐車場利用者は下記駐車許可証を入場時に必ず提示する。

「〇〇男子クラブ NO.1～5」「〇〇女子クラブ NO.1～5」

「〇〇男子クラブ指導者 NO.1～2」「〇〇女子クラブ指導者 NO.1～2」

「審判員」「事務局」、

付記 チームの指導者で審判および大会事務対応都合により「上記 1.」の台数制限を超過し駐車場を利用せざる得ない場合のみ、各大会初日の前々日まで事務局宛連絡の上、駐車許可証「審判員」「事務局」を使用する。

3. 駐車場系の指示には必ず従う。

4. 駐車場におけるトラブルは、当事者同士で話し合い解決する。  
主催者及び会場関係者はその責任を負わない。

5. 駐車スペースが限られた会場では、大会日程終了まで移動できなくなる場合もある。

6. 駐車制限台数以内の利用でも駐車場の容量、諸事情により必ずしも利用できない場合がある。

7. 会場に駐車できない車は、最寄りの駐車場を各自の責任で確保し、公共交通機関等で、移動する。

8. 指定場所以外の駐車や路上駐車は絶対にしない。

9. その他、会場駐車場の状況に応じての別途制限、臨時規程を設ける場合がある。

10. この規程は、親戚・知人等も含め大会参加のチーム関係者すべてに適用される。

11. 規程違反チームについては会場校及び会場校指定の駐車場利用を1年間禁止する。

以上